

(一財)食品産業センター 環境委員会NEWS

No.65

平成28年12月16日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会

事務局 加藤・渡邊

TEL: 03-3224-2384

FAX: 03-3224-2398

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

配信記事

1. 食品廃棄物の不適切な転売について

本年1月、食品製造業者等が産業廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事件が発覚し、政府では「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を取りまとめ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直しが検討されました。判断基準省令の見直しについては、中央環境審議会（平成28年9月）及び食料・農業・農村政策審議会（同年10月）より各大臣に答申が行われ、現在、改正省令案に対し12月24日締めでパブリックコメントが募集されているところです。

当センターにおきましては、11月17日に両省の担当補佐を招請し説明会を実施したところでございます。当日の配布資料及び改正省令案をふまえ現状を纏めましたので、お知らせいたします。

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。

FAX版は、添付資料等により送付部数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいたURLにて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

(一財)食品産業センター 技術環境部
環境委員会 事務局 加藤・渡邊
TEL: 03-3224-2384 / FAX: 03-3224-2397・2398
Mail: m-kato@shokusan.or.jp

食品廃棄物の不適切な転売について

○食品廃棄物の不正転売事件を受けた行政の動き

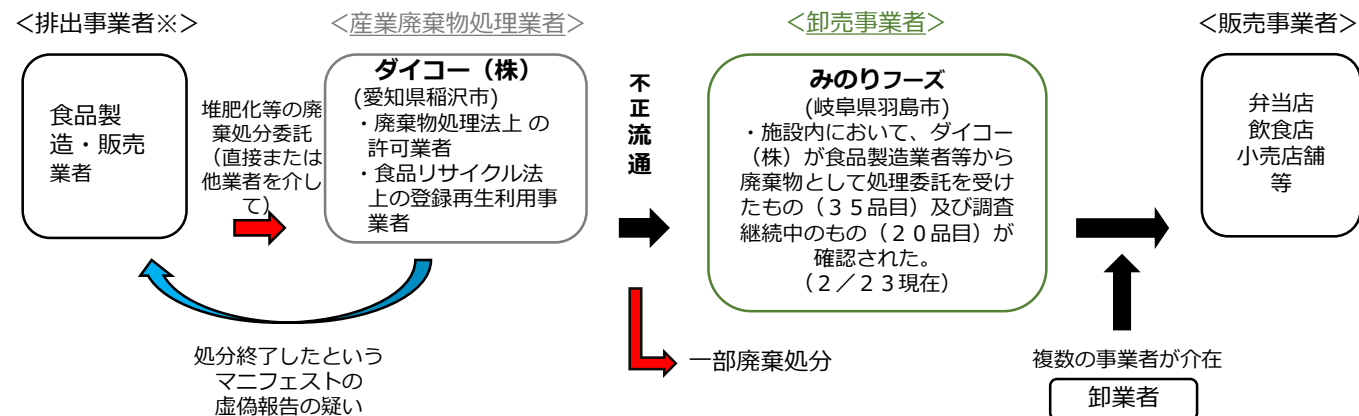
<経緯>

- 1 月中旬 食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者（食品リサイクル法の登録再生利用事業者）により食品として不正に転売されてしまった事案が、発覚。
- 1 月下旬～ 全国の類似の事業を行う産業廃棄物処理業者（約1800 施設）に立入検査を実施。
本事件以外に食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。
- 2 月24日 第12 回中央環境審議会循環型社会部会にて「食品廃棄物の不適正な転売事案について」審議。
- 2 月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ。
再発防止に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ、速やかに着手することとした。
- 3 月14日 食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）を環境省が公表。
- 3 月25日 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会にて基準省令改定について諮問。
- 4 月下旬～ 6 月上旬 食品関連事業者の業界団体等34 団体・企業）に、転売防止対策に関するヒアリング実施。
- 6 月 2 日 第13 回中央環境審議会循環型社会部会にて「食品廃棄物の不適正な転売事案について」審議。
- 7 月 6日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会との
9 月 8日 合同会合にて、食品関連事業者に求める食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組についての審議。
- 9 月14日 第15 回中央環境審議会循環型社会部会にて答申案を了承し、環境大臣に答申（16 日）。
- 10月14日 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会にて答申案を了承し、同日農林水産大臣に答申。
- 11月17日 「食品廃棄物等の不正転売防止について」の説明会の開催 両省担当補佐による説明。
- 11月25日 食品リサイクル法判断基準省令改正案のパブリックコメント 12月24日締切。

<今後の予定>

- 12月 食品リサイクル法判断基準省令改正案のパブリックコメント
- 年明け1月 食品リサイクル法判断基準省令の改正、ガイドラインの公表

○本事案において考えられる主な問題の所在



- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
- ・マニフェストにより最終処理を確認すること。
 - ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ（マニフェストの虚偽報告等）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ（国が把握できていなかった点）

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法に抵触するおそれ（無許可営業）
- 食品表示法に抵触するおそれ（表示がない商品が小売りされた点）
- 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ（取引記録が作成されていない点）等

（現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。）

（参考）我が国においては、食品廃棄物等（年間約2797万トン（うち事業系が1927万トン））、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約632万トン（うち事業系が330万トン）が大量に発生している。このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

環境省資料より作成

○廃棄食品の不正流通に関する政府全体の取組

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた
(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
【廃棄物処理法】
産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト
- 【食品リサイクル法】
登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化(環)
・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化
・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化(環・農)
・適正処理の強化と人材育成(環)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化(環・農)
・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱に係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い
【食品衛生法】無許可営業等
【食品表示法】表示がない商品の小売り

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底(厚)
・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請
- ②食品表示の適正化(消)
・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
・廃棄物部局と食品部局の連携
- ②消費者への注意喚起等(消・厚)
・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)
- ③健康被害の早期把握(消・厚)
・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

対策② 廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化

行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化（環・農）

- 本事案を受け、環境省・農林水産省等が共同して、全ての登録再生利用事業者に対して立入検査を実施。
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により**登録事業者に対する指導・監督を強化**。

① 国による報告徴収等の積極的な実施

- 本事案を受けた対応としての**立入検査の実施**
- **新規登録・更新時の現地確認**の実施を徹底
- 登録事業者からの積極的な報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し等

② 地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分業を行う**自治体での行政指導等の状況**を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会
- 国による立入検査と、地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携

対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直し

●第1条 食品循環資源の再生利用等の実施の原則

- ・食品関連事業者は、食品廃棄物等について、その事業の特性に応じて、食品循環資源等の再生利用等を計画的かつ効率的に実施
- ・上記に加え、**食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、不適正な転売を含む不適正処理がされないよう適切な処理を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加。**

●第2条 食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標

●第3条 食品廃棄物等の発生の抑制

- ・仕入れ及び販売の方法の工夫
- ・調理残さ削減及び食べ残し減少のための工夫
- ・食品廃棄物等の発生量の計測
- ・発生原単位ごとの発生抑制目標の設定



食品関連事業者

●第4条 食品循環資源の管理の基準

- ・食品循環資源と異物等の分別
- ・危害の原因となる物質混入防止
- ・品質保持のための腐敗防止措置等

●第5条 食品廃棄物等の収集又は 運搬の基準

- ・異物混入等の防止
- ・腐敗防止措置
- ・生活環境保全上の支障が生じない措置
- ・上記に加え、**必要に応じて食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨を追加。**



収集運搬業者

●第6条 食品廃棄物等の収集又は 運搬の委託の基準

- ・第5条の基準に加え、**委託先における収集運搬状況の定期的把握等**
- ・上記に加え、**委託内容に沿った収集運搬が行われていることの確認を追加。**

●第7条 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準

- ・需要に適合する品質の肥飼料等の製造
- ・生活環境保全上の支障が生じない措置
- ・農林漁業者との安定的な取引関係
- ・肥飼料等の法定規格への適合等
- ・上記に加え、**必要に応じて食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨を追加。**



再生利用事業者

●第8条 再生利用に係る特定肥飼料等の製造状況の定期的把握

- ・第7条の基準に加え**委託先における肥飼料等の製造状況の定期的把握**
- ・上記に加え、
①**委託内容に沿った肥飼料等の製造が行われていることの確認を追加。**
②**再生利用を委託するに当たって、当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨を追加。**



●第9条 食品循環資源の熱回収

対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直し

●第10条 情報の提供

●第11条 食品廃棄物の減量

●第12条 費用の低減

●第13条 加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進
・フランチャイズ本部による加盟者への指導

●第14条 教育訓練
・従業員に対する再生利用等に関する必要な教育訓練

●第15条 再生利用等の実施状況の把握
及び管理体制の整備

色付き：転売防止に係る部分
青字：平成 年 月改正前から規定
済みのもの。
赤字：平成 年 月改正により追加
されたもの。

対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直し

改正後	（食品循環資源の再生利用等の実施の原則） 第一条（略） 3 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、その再生利用等を阻害しない範囲において、食品廃棄物等の不適正な処理（食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含む。以下同じ。）を防止するため適切な措置を講ずるものとする。 （食品廃棄物等の収集又は運搬の基準） 第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 ト・二（略） 三 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講ずること。 （食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準） 第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 一（略） 二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。 （再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準） 第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 ト～七（略） 八 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講ずること。
改正前	（食品循環資源の再生利用等の実施の原則） 第一条（略） 2（略） （新設） （食品廃棄物等の収集又は運搬の基準） 第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 一・二（略） （新設） （食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準） 第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 一（略） 二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。 （再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準） 第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。 一～七（略） （新設）

対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直し

改正後	（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準） 第八条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託し、又は食品循環資源を譲渡するに当たっては次に掲げる基準に従うものとする。 一 委託先又は譲渡先として、前条の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること。 二 前号の委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が前条の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること。 （削る）
改正前	（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準） 第八条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として他人に当特定肥飼料等の製造を委託し、又は食品循環資源を譲渡するに当たっては、委託先又は譲渡先として、前条の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定するものとする。 （新設） （新設） 2 食品関連事業者は、前項の委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

対策③ 食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品リサイクル法に基づき食品関連事業者に求められる、食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組の指針を示したガイドラインを策定。

全ての食品関連事業者に求められる取組

- 転売防止の観点でも**まずは食品リサイクルの適確な実施の確保のための取組を徹底**
 - ・ 食品循環資源の適正な管理
 - ・ 処理委託先における肥飼料等の製造状況・利用状況の定期的な確認 等
- 自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について**排出事業者責任**を重く再認識
- **再生利用事業者等との信頼関係の強化**等により食品リサイクルに主体的に取り組む



本事案を受けた追加的な転売防止措置

- 廃棄される食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは排出される場面に応じて、**転売のリスクを考慮しつつ、追加的に転売防止措置**を検討。
- 転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合に、通常の業務管理に加え、**取組を柔軟に選択して実施**。
- **食品リサイクルの取組の促進と転売防止のための措置を同時に達成**するよう取り組む。

対策③ 食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

具体的な取組例

- **再生利用事業者等との間の信頼関係の構築**
 - ・再生利用事業による肥飼料等の製造・販売状況、農産物の生産状況の把握、適正料金に関する議論の促進
 - ・食品リサイクルループの構築など、再生利用事業者、農畜産物生産者との協働による事業の実施 等
- **処理委託時の取組**
 - ・再生利用事業に必要な施設等のキャパシティの確認
 - ・適正料金で再生利用を行う委託先の選定 等
- **食品廃棄物等の引渡し時の取組**

【不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられるケースの例】

 - ・不定期に、かつ一度に一定量以上の食品廃棄物等が発生する場合 等
 - ・消費・賞味期間が比較的長い食品を廃棄する場合 等

【転売防止措置の例（※以下のような取組を柔軟に選択）】

 - ・包装の除去・毀損、廃棄物である旨の印の付与 等
 - ・再生利用設備への投入を目視で確認 等



○食品産業センターの取組み

「食品廃棄物不正転売防止対策ワーキンググループ(WG)」の設置。

- ・両省は、廃棄物事業者だけでなく、排出事業者（食品製造事業者等）の責任に対しても、判断基準省令の改正、ガイドライン等の作成し必要な措置の周知徹底を行うこととした。
- ・ガイドラインの策定に際し実効性を高めるため、両省は食品製造業関連団体、流通団体とのヒアリングを実施。
- ・当センター環境委員会において、食品製造事業者の現状についての 実態調査をするともに、食品製造事業者としてガイドラインの実効性をより高めるためにも、基本構想を早急にまとめ上げることを目的にWGを設置（5月17日）し計7回の検討会を実施。



中央環境審議会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会との合同会合に委員として参加を行い食品製造事業者の課題と取組みについて関係各主体に説明を実施。



環境省・農水省（両省）による転売防止対策に関するヒアリングについて、食品製造事業者の業界団体等（28 団体）に、協力を要請し、各団体の対応状況の把握を行った。



ガイドライン等の策定に当たっては、より実効性を高めるために、両省意見表明を行い、食品製造事業者への理解を深めることに努めた。



食品関連事業者に求める食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組についての答申案、食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)改正及びガイドライ案が承認されたことを受け、11月17日に両省を招請し説明会を実施。

参考 廃棄物処理法における排出事業者の責務と役割

食品に係る廃棄物の廃棄について、そもそもの規制の根本となっている排出事業者責任については、廃棄物処理法において規定されている。

この廃棄物処理法の数次の改正の中で、①排出事業者の最終処分終了時までの**一連の処理行程における実地確認の努力義務**導入、②委託基準・再委託基準の順次強化、③マニフェストの全面義務化等が強化されてきた。

さらに、廃棄物処理法の施行状況の点検・評価について、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において審議がなされている。

以下に、廃棄物処理法のポイントとなる部分を列挙する。

- 排出事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めなければならない。
- 排出事業者は、**自らの責任において廃棄物を**廃棄物処理法に従い、適正に**処理しなければならない**。
- 排出事業者は、廃棄物の処理を**他人に委託する場合**、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に委託契約を書面にて行う等の委託基準及びマニフェストの交付義務を遵守し、また、適正な処理費用の支払いを行う等**排出事業者として適正処理を確保するように努めなければならない**。